

クーリング・オフによる契約解除方法

クーリング・オフ制度とは

クーリング・オフは、いったん契約の申込や契約の締結をした場合でも、契約を再考できるようにし、一定の期間であれば無条件で契約の申込を撤回したり、契約を解除したりできる制度です。

事業者へのクーリング・オフ通知は、書面(はがき等)のほか、電磁的記録[※]でもできます。

※電子メールのほか、USBメモリ等の記録媒体や、事業者が自社のウェブサイトにおけるクーリング・オフ専用フォーム等により通知を行う場合が挙げられます。FAXを用いたクーリング・オフも可能です。

クーリング・オフができる取引例	期 間
・訪問販売(キャッチセールス・アポイントメントセールス等を含む)、電話勧誘販売、訪問購入、特定継続的役務提供(エステティックサロン、語学教室、家庭教師、パソコン教室など)	8日間
・連鎖販売取引(マルチ商法など) ・業務提供誘引販売取引(内職商法・モニター商法など)	20日間

クーリング・オフの方法

(通知を発信した時点から効力が発生します)

- ・クーリング・オフは書面(はがき可)または電磁的記録で行います。
- ・クーリング・オフの書面等には、事業者が対象となる契約を特定するために必要な情報(契約年月日、契約者名、購入商品名、契約金額等)やクーリング・オフ通知を発した日を記載します。
- ・クレジット契約をしている場合には、販売会社とクレジット会社に同時に通知します。

クーリング・オフの通知の書き方、クーリング・オフができない取引例など詳細はこちら



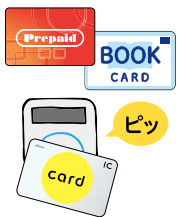
お金について学ぼう!

いろいろな支払い方法

技術の進歩によって、現金で即時に支払う以外にも、様々な支払い方法が広がってきました。
それぞれの支払い方法の特徴を理解しておくことが大切です。

プリペイドカード

前もってカードにお金チャージし、支払いをすると、カードからお金が引かれています。
電車などに乗るときに使用するICカード乗車券もプリペイドカードです。



デビットカード

銀行が発行しているカードです。預貯金口座に直結して、カードを使うとその場で料金が引き落とされます。
クレジットカードと異なり、預貯金口座に入っている金額以上に使いすぎてしまうことがありません。



クレジットカード

クレジットカード会社が利用者(消費者)を信用して代金を立て替え、お店等に支払い、利用者が後で代金をクレジットカード会社に支払う仕組みです。



スマートフォン決済

スマートフォンを使用した決済サービスが増えています。支払い方法は、店舗に置かれている二次元コードを読み取るものほか、店舗のバーコードリーダーで、画面上の二次元コードやバーコードなどを読み取るものがあります。



事例3 ネット通販の「お試し購入」～最終確認画面でしっかり確認を～



アドバイス

- ・インターネットで商品注文の際は、**定期購入**になっていないか、支払い総額はいくらかなど、しっかりと確認しましょう。
- ・契約内容の証拠を残すため、最終確認画面のスクリーンショットを残しておきましょう。
- ・未成年者の契約は、取り消しができる場合があります。(5ページを参照)
- ・インターネット通販には、**クーリング・オフ制度はありません**。(6ページを参照)

事例4 暗号資産のもうけ話～簡単にもうかる話は疑って～



アドバイス

- ・会ったことのない相手からの投資話は、**詐欺**を疑ってください。
- ・金融庁のウェブサイトですら暗号資産交換業の登録業者か確認し、**無登録業者**とは取引しないようにしましょう。
- ・取引内容やリスクが十分に理解できなければ契約しないようにしましょう。

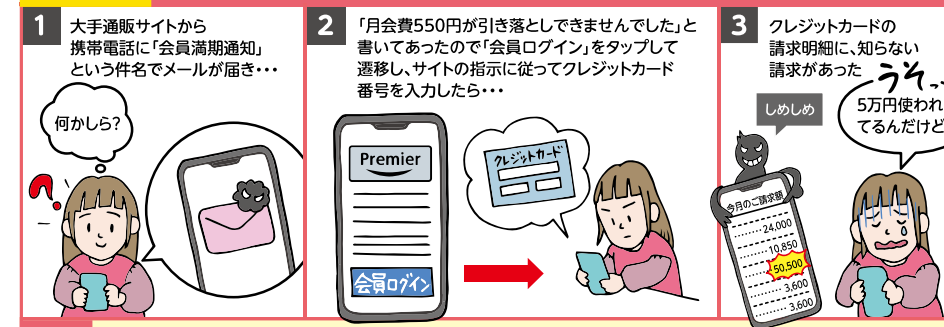
事例5 偽通販サイトのトラブル ～安すぎる通販サイトは注意～



アドバイス

- ・偽物が届いたり、商品が届かなかったりする「偽通販サイト」の特徴は
 - ・販売価格が大幅に割引されている。
 - ・入手困難な商品が売られている。
 - ・記載されている日本語の字体や文章表現が不自然である。
 - ・販売事業者名、住所、電話番号等の情報が記載されていない。
 - ・「代引き配達」など、支払方法が限定されている。
- ・偽通販サイトの特徴を知り、怪しいと感じたら注文しないようにしましょう。

事例6 偽SMS・メール ～正規のサイトやアプリから確認を～



アドバイス

- ・事業者や公的機関などのSMSやメールを見るときは、フィッシング詐欺を疑いましょう。
- ・記載されているURLにはアクセスせず、事前にブックマークした正規のサイトのURLや、正規のアプリからアクセスしましょう。
- ・フィッシングサイトにアクセスしたと気づいたら、ID・パスワード、クレジットカード番号等は絶対に入力しないでください。
- ・フィッシングサイトに情報を入力してしまったら、同じID・パスワード等を使っているサービスも含め、すぐに変更し、クレジットカード会社や金融機関などにも連絡しましょう。

契約について学ぼう!

契約とは?

「法的な責任が生じる約束」のことで、当事者双方の合意によって成立します。



契約が成立するのはいつ?

商品の売買契約の場合、「買いたい」という「消費者」の意思と、「売りたい」という「お店」の意思が合致したときです。

原則として、**契約は口約束でも成立します**ので、よく説明を聞き、理解・納得した上で意思表示するようにしましょう。



契約書の効果は?

契約書は、契約内容で紛争が生じないように、また、紛争が起きた場合に契約内容を確認することができるようにするために作成するものです。

契約書に署名するということは、その内容を読んでいなくても、原則として書かれている内容の全てを承諾したものとみなされますので、契約書はよく読んで署名しましょう。

契約はやめられるの?

一旦契約すると、正当な理由がない限り、**一方的にやめることはできません**。

契約が成立すると、当事者双方は約束を守らなければなりません。売買契約であれば、消費者には「代金を支払う義務」が、お店には「商品を引き渡す義務」が生まれます。

契約をやめられるのは、どんなとき?

クーリング・オフ

契約をした後、一定期間であれば無条件で契約解除ができる制度です。詳しい内容は6ページをご覧ください。

未成年者の契約(未成年者契約の取消し)

未成年者が親(法定代理人)の同意を得ることなく結んだ契約は、取り消すことができます。

ただし、次の場合は取り消すことができません。

- ・あらかじめお小遣いとして渡された範囲内での契約
- ・親から任されている営業取引に関する契約
- ・自分が成人であると偽ってした契約(事業者から指示された場合は取り消せます。)

勧誘方法に問題のある場合など

次のような理由があるときは、契約をやめられる場合があります。

- ・就職セミナー商法等、不安をあおられて契約した場合
- ・「帰りたい」と言ったのに事業者が聞き入れず契約した場合
- ・相手に騙されたり、脅されたりして契約した場合 など

